

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
1	①協議書(協議指示等)	-	支援業務者	【ケース1】 ◎指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ…(以下、省略)と記載されているが、適正な時期に契約変更が行われておらず、「発注者の心得」における工事実施段階に記載されている、以下の内容を追記していただきたい。 『大幅な内容変更が生じた場合など受発注者間で協議を行い適宜変更契約を行います。』	意見のとおり、①協議書【ケース1】に、以下のとおり記載します。 ◎大幅な内容変更が生じた場合など受発注者間で協議を行い適宜変更契約を行います。
2	①協議書(協議指示等)	徳島県	受注者	指示書の概算金額については受注者で積算するケースが多いと思う。概算なので、受注者とする場合はそれなりの精度であってもいいというように理解してほしい。最終の積算は発注者なので。	契約変更に先立って指示を行う場合は、指示書に「増減額の概算額を記載」する旨が規定(平成27年6月)されているとおり、概算額は発注者で示すものであり、受注者で積算するものではありません。なお、契約書第25条(請負代金額の変更方法)に記載されているとおり、請負代金額は発注者と受注者の協議によると規定されており、最終の積算において問題が生じないように、その都度お互いの認識を一致させておく必要があります。
3	①協議書(協議指示等)	徳島県	受注者	総括指示で、監督官と協議といいながら、棚上げになっているような項目がある。コンサルタントの対応が遅く、発注者、コンサル責任の設計成果物が上がってこない場合がある。もしくは、上がってくるのに著しく時間がかかっている。	①協議書【ケース2、3】で記載のとおり、総括打ち合わせにおいて事実が確認出来る資料の提出があれば、あらためて協議を求めないように指導します。 なお、総括打合せ時において、確認できる資料を作成することが困難な場合等、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的なケースもありますので、適宜対応して下さい。 また、特記仕様書に「工事(準備工除く)施工に先立ち、総括打合せを行うことを基本とするが、受発注者調整のもと、総括打合せが必要ないと判断した場合は省略できるものとする。」と記載しており、適宜対応して下さい。 加えて、「発注者の心得」の「5. 工事実施段階 (2)設計施工調整会議の開催」により、「設計図書の誤謬・脱漏のみであっても、工事着手前には発注者・工事受注者・設計コンサルタントの三者が出席する設計施工調整会議を開催し、設計思想の確認を行うこと。開催にあたっては担当副所長の出席は必須とし、修正や再検討をする場合の役割分担を明確に決定すること。また、開催にあたっては、総括打合せと同時に開催するなどにより効率化を図ること。」と記載しており、適宜対応して下さい。
4	①協議書(協議指示等)	愛媛県	受注者	回答期限が守られていなく、結局のところ受注者が悪いことになるケースが多い。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するよう指導します。 あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは①協議書【ケース2】で記載のとおり、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
5	①協議書(協議指示等)	徳島県	受注者	協議・指示の処理をASPでなく未だに紙ベースで行っている。処理に時間が掛かるのでASPで処理してもらいたい。	土木工事共通仕様書(案)P1-20(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」 また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再周知を行います。
6	①協議書(協議指示等)	徳島県	受注者	総括打合せで定めた回答期限が守られていません。受注者側の準備も必要な為、期日は守って頂きたい。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するよう指導します。 あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは①協議書【ケース2】で記載のとおり、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
7	①協議書(協議指示等)	徳島県	受注者	頂いた指示書の内容が現場に即していない。 結局受注者にて大幅に修正し施工している場合がある。 しっかりと指示書を作成するか、受注者側にて作成する場合、設計費用を見込んで頂きたい。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、①協議書(協議・指示等)【ケース1】に記載しているとおり、「…やむを得ない場合においては、受注者に依頼する場合があります。」「設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)については、変更契約で対応します。」と記載しているとおり、協議等により適切に対応します。
8	①協議書(協議指示等)	愛媛県	受注者	いまだに指示の資料を受注者が作成することが多いが、発注者の配員・体制を考えるととてもこなせる業務量ではないと思うので、周知徹底ではなく見直すべきは体制などそういったところだと思う。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
9	①協議書(協議指示等)	愛媛県	支援業務者	施工業者が作成するのではなく支援業務者が作成することになったかのように感じる。 (比較資料等求められる資料は変わっていない。)	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
10	①協議書(協議指示等)	高知県	受注者	提出書類(協議等含む)に関して、1・2か月前に提出し作業予定前日になり修正依頼が過去にありました。どの書類に関してもだが早めにしてほしい。遅くなる場合は一報いただきかったです。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するよう指導します。 あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは①協議書【ケース2】に記載のとおり、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
11	①協議書(協議指示等)	愛媛県	受注者	18条照査を提出後に項目削除され、打合せ簿で協議を求められた。結局、概算数量を算出するのに時間を要した。	①協議書【ケース3】に記載のとおり、「協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを指導徹底します。」、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図の照査に記載のとおり「事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。」となっており、総括打合せ指示はその資料が提出されていることが前提となります。 なお、設計図との対比図については、契約図面をベースに変更設計図を意識して作成をお願いします。(協議の対象は契約図書がベース、施工図等のその他の資料は参考添付の扱い)
12	①協議書(協議指示等)	高知県	受注者	協議書について、契約当初段階で照査した結果からの協議事項数が多すぎる。(今期工事協議数30項目、前年度も同様30項目程度で総括打ち合わせ時の協議数は別途10項目程度ある)協議書作成に関して協議数が多く書類簡素化にならない。(協議書作成資料が打合せ簿の中でも確認添付資料数が大幅に多い)。削減できる事項は指示でお願いしたい。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
13	①協議書(協議指示等)	高知県	受注者	協議指示書にて示す概算金額が最終段階で合わなかった。合っていない理由は指示書の金額が間違っていたためであったが、請負業者の確認不足と監督官から言われた。そもそも指示書は発注者の作成する書類であり、金額も概算金額ではないのでしょうか。	契約変更に先立って指示を行う場合は、指示書に「増減額の概算額を記載」する旨が定められており、概算額は発注者で示すものであり、受注者で積算するものではありません。なお、契約約款第25条(請負代金額の変更方法)に記載されているとおり、請負代金額は発注者と受注者の協議によると規定されており、最終の積算において問題が生じないように、その都度お互いの認識を一致させておく必要があります。
14	①協議書(協議指示等)	高知県	受注者	毎回同じ協議書を作成することがありますが、設計段階で反映することができないでしょうか 書類作成の時間がかかっている。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
15	①協議書(協議指示等)	愛媛県	受注者	総括打合せにて交通誘導員の協議をしていたが、増額が100万を超えそうなので、事務所決済が必要なため18条協議から削除し別途協議をお願いします。と言われた。総括打合せで協議して頂けないのでしょうか。その他の協議事項も含め、受注者側としては別途協議となると事前説明・ASPの回覧に2週間程度かかり余分な時間・手間もかかるため、なるべく総括打合せにて協議事項は解決させておきたい。	交通誘導員に係る協議は配置の協議であり、指示する内容は、工事数量総括表又は特記仕様書に示されている数量の変更であり、総括打合せの協議に基づき、その内容が適切であれば発注者から速やかに指示するようにします。(最終変更の人数については基本的に精算)
16	①協議書(協議指示等)	愛媛県	受注者	総括打合せにおいて、別途協議が多い。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
17	①協議書(協議指示等)	愛媛県	受注者	問題点が少ない場合は事実を確認できる資料を用意することが可能です。しかし、問題点が多い場合、詳細な資料を準備するのは難しくなり、後日協議となることがしばしばあります。 後日協議にすると、総括打合せで取り上げる意義が薄れてしまうので、総括の段階でまず総括指示とし、必要な資料は後日補足する形にしてはどうでしょうか？	①協議書【ケース2、3】に記載のとおり、総括打ち合わせにおいて事実が確認出来る資料の提出があれば、あらかじめ協議を求めないように指導します。 なお、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することが困難である場合は、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。 また、協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」(R6.3.26記者発表)の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
18	①協議書(協議指示等)	高知県	受注者	指示の日付がさかのぼって実施される場合がある。	書面による指示に基づき施工することが原則であり、日付をさかのぼることは契約違反であり指導徹底します。
19	①協議書(協議指示等)	愛媛県	受注者	忙しい変更時に歩掛及び単価見積もりを依頼されることが多いが、協議・指示の時点で依頼してほしい。	正式な歩掛見積、材料見積は発注者が3社以上から徴収することになっており、受注者が対応するものではありません。ただし、歩掛の場合で3社以上の見積が困難な場合等においては事前に施工者からのみの見積を徴収し、施工時の実績により、その妥当性を確認した上で採用することとなっています。(見積ではなく実績精算の方が多い。) なお、受注者に依頼する場合は、協議・指示の時点で依頼するよう努めるとともに、必要に応じて、指示の時点で条件明示等により設計変更方法(実績精算等)を明確にします。
20	①協議書(協議指示等)	愛媛県	受注者	総括打合せにて交通誘導員の協議をしようとしたが、増額が100万円を超えそうなのでという理由で、18条協議ではなく別途に協議して下さいと言われた。別途協議となると時間と手間が余分にかかるのですが、総括打合せの18条協議では駄目なのでしょうか。	交通誘導員に係る協議は配置の協議であり、指示する内容は、工事数量総括表又は特記仕様書に示されている数量の変更であり、総括打合せの協議に基づき、その内容が適切であれば発注者から速やかに指示するようにします。(最終変更の人数については基本的に精算)
21	①協議書(協議指示等)	高知県	受注者	出来形規格について、土木工事共通仕様書は監督職員と協議、土木工事書類作成マニュアルは協議不要となっておりますが検査官よりたまたま協議書の提示を求められることがあります。変更施工計画書へ記載のみでよろしいでしょうか。再確認	監督職員と調整して設定するものとしているものであり、正式な協議書は不要です。検査官から提示を求められた場合は、マニュアルに記載されているとおり、監督職員と調整のうえ変更施工計画書に記載している旨を説明してください。
22	①協議書(協議指示等)	高知県	受注者	歩掛見積書作成時、受注者側が3社見積書は不要と思われる内容でも、3社見積書作成の依頼を受けることがあります。	正式な歩掛見積、材料見積は発注者が3社以上から徴収することになっており受注者が対応するものではありません。ただし、歩掛の場合で3社以上の見積が困難な場合等においては事前に施工者からのみの見積を徴収し、施工時の実績により、その妥当性を確認した上で採用することとなっています。(見積ではなく実績精算の方が多い。) なお、必要に応じて、指示の時点で条件明示等により設計変更方法(実績精算等)を明確にします。
23	①協議書(協議指示等)	香川県	受注者	発注時と施工箇所が全く異なる工種がある場合、位置図もない状態で現地調査、設計を行うことがあります。2項に記載されている【発注者が行うべき作業を受注者がサービスとして代行】の対応に記載されている書類作成にも工事担当者の負担は増加しています。以上です。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階(1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。 また、②発注内容・設計照査【ケース2】に記載している「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を指導徹底します。
24	①協議書(協議指示等)	徳島県	受注者	指示予定日を通知しますとなっているが、通知していただいても指示日から幾日も経過した日に受領するので、施工の計画を立てにくいので改善していただきたい。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっております。適切に対応するよう指導します。 あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは①協議書【ケース2】に記載のとおり、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
25	①協議書(協議指示等)	徳島県	受注者	協議(受注者から)を着手予定日を考慮して早い段階で行っているが、発注者側の所内の調整にかなり時間がかかり、協議書の提出日の変更を依頼されることがある。(後の工期延伸時等の理由付を行う場合、受注者が不利になる場合があると思う)	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階(1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
26	①協議書(協議指示等)	徳島県	受注者	土木工事書類作成マニュアルでは不要となっている協議(仕様書にない出来形管理項目)に関して、完成検査で協議を行っているかと確認される。	監督職員と調整して設定するものとしているものであり、正式な協議書は不要です。検査官から提示を求められた場合は、マニュアルに記載されているとおり、監督職員と調整のうえ変更施工計画書に記載している旨を説明してください。
27	②発注内容・設計照査	—	支援業務者	設計図書の充実を図るための記載(②発注内容・設計照査【ケース1、2】、③地元、関係機関協議・支障物件【ケース3】)されているが、まだまだ解消されていない。職員等の意識改革を図るためにも、その体制として「発注者の心得」に記載されている「工事発注検討会」の内容を追記していただきたい。 例えば、該当箇所に体制等について内容を以下のように記載する。 ・工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生による手待ちなどがないように指導徹底します。 ・工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階(1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。 なお、意見のとおり②発注内容・設計照査【ケース1】へ体制等についての内容を以下のとおり記載します。 ◎工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生による手待ちなどがないように指導徹底します。 ◎工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
28	②発注内容・設計照査	—	支援業務者	橋梁補修工事における河川協議について 「◎工事に必要な関係機関協議は整ってから発注するよう努めます。」となっているが、施工にあたり「渇水期施工」等の条件が付く場合には、着手まで時間的余裕が無いことが多く、「施工計画・占用面積」等の設定が曖昧で「着手届」を出す時点で修正協議が必要となり、協議に時間を要し一時中止等が生じています。 工事受注後の手待ち期間削減の為、設計時における施工計画と協議内容の精度向上をお願いしたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に記載している「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」「工事に必要な関係機関協議は整ってから発注するよう努めます。」を指導徹底します。 なお、「発注者の心得」(R6.3.26記者発表)の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図り一時中止等が生じないようにします。 また、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
29	②発注内容・設計照査	—	支援業務者	【ケース3】 「◎概算発注は、緊急を要する事由(災害復旧等)以外、原則行わないことを徹底します。概算発注の場合は、発注担当課から指示を発出して頂きたい。(概算発注では、契約内容が大きく変わる場合があるため)」と記載されているが、発注時の橋梁上部工事やトンネル工事などの概算発注の試行のほか、まだまだ概算発注が多く見受けられる。やむを得ないことは承知しているが、発注後早期に変更契約を行う旨を追記していただきたい。 ※早期の指示に関して記載されているが、変更契約と記載する方が効果があると思われる。	意見を踏まえ、②発注内容・設計照査【ケース3】の記載を以下のとおり修正します。 ◎やむを得ず概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前調整に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。
30	②発注内容・設計照査	徳島県	発注者	誰がCADデータを直すのか明確に記載されていないため、改善されていない。	②発注内容・設計照査【ケース1】に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)の照査、修正は発注者側で実施すべきものです。
31	②発注内容・設計照査	徳島県	発注者	概算発注では必要な書類がなさすぎる。また、指摘があつてから作成では遅いと思う。	②発注内容・設計照査【ケース3】に記載のとおり、概算発注は、必要な資料が揃わない中でも緊急を要する事由のため発注を行うものです。概算発注は緊急を要する事由(災害復旧等)以外、原則行わないよう徹底します。
32	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	舗装修繕工事はいまだに概算発注であり、金額の増減を考慮し受注者が数量調整を行っている。付随する書類も現場が定まらない為作成できず、可能性があると思ひ作成すると無駄な書類になったり、無駄に時間を費やすことになる場合もある。	意見を踏まえ、②発注内容・設計照査【ケース3】の記載を以下のとおり修正します。 ◎やむを得ず概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前調整に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。
33	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	総括打合せ時に総括指示を頂けない協議事項がある。別途協議で追加資料を添付を依頼させることがある。できれば、総括打合せ時に資料提供は事前に行っているため、追加資料等は総括前に作成依頼があると、非常に業務の効率化が図られる。出来れば、総括打合せ時に大きな変更協議が終了していれば、工事自体もスムーズで効率的に業務を行える。	①協議書【ケース3】に記載のとおり、「協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを指導徹底します。」、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2設計図の照査に記載のとおり「事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。」となっており、総括打合せ指示はその資料が提出されていることが前提となります。 なお、総括打合せの効率化が図れるよう、事前の資料確認や追加資料の指示に努めます。
34	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	当初建設副産物について処理費を計上していないが、その費用については変更契約できるものとする。アス殻やコン殻については、近場の処分場の処理費でよいので計上するようしていただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に記載している「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を指導徹底するとともに、工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図ります。
35	②発注内容・設計照査	愛媛県	受注者	設計が決まっていない状況で発注されて、途中で施工計画を見直したり膨大な労力がかかっている。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
36	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	どう見ても着手ができないような工事を発注することが多々あります。「予算・工事進捗・上からの圧力」と色々な要因があり、わかっているながらも泣く泣く工事を発注するのはやめてもらいたい。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
37	②発注内容・設計照査	香川県	受注者	設計成果や数量計算の整合性が全く取れていない。追加工種であろうとも、整合性のある資料にて指示してほしい。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
38	②発注内容・設計照査	愛媛県	受注者	発注図面において、既に完成している構造物が設計で計上されている事が多々ある。また、排水構造物や擁壁等、流末の施工を行わないと施工できない場合も多々ある。予算の都合仕方ないのかもしれないが、せめて施工可能な工事内容での発注を行ってほしい。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階(1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
39	②発注内容・設計照査	愛媛県	支援業務者	工事を発注する際に、多数の設計業務で修正設計を行っている場合、成果の中から発注に必要な部分を抜き出す作業に時間を要します。何年かに1回、その時点での図面・数量を1つにまとめる業務等を発注させてもらうことはできませんか。	②発注内容・設計照査【ケース2】に記載している「課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。 なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」について、発注担当課調査担当課に指導徹底します。(業務等の発注は困難)
40	②発注内容・設計照査	愛媛県	受注者	設計図書に他工事にて施工済みの区間が反映されておらず、現地と差異が生じ設計照査等に不要な時間がかかる。	②発注内容・設計照査【ケース1】に記載している「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を指導徹底するとともに、工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図ります。
41	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	当現場は20年程前に設計をした図面(設計便覧、規格が古い)にて発注されており、受注後、修正図面の作成を始めるなどあきらかに発注前に設計図書の照査を行ったとは思えません。当初図面を基に行ってきた段取り(鉄筋、型枠等数量計算等)が全てムダになったり修正図面が出来上がるまでに時間を要し工程にも支障をきたします。働き方改革・時間外労働時間規制に取り組む中、少しでもこういった事例がなくなる様、発注前の照査には事務所全体で本気で取り組んで頂きたい。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階(1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
42	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	発注時(公告時)に条件明示で関係機関との協議は完了しているとあったが、実際は県との河川協議は出来ておらず受注後、協議に時間を要し工程に支障をきたした。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階(1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
43	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	工事発注前までの業務成果条件内容と発注時の工事条件内容に差異があり、結果、構造変更及び施工条件変更となり、当初発注からの大幅な増額により工事金額概算見込の算出や数量が見込のまま変更書類の作成を求められる。業務成果時点で把握できる構造や施工条件は工事発注時に反映していただきたい。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階(1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
44	②発注内容・設計照査	愛媛県	受注者	初めて概算発注の現場を担当しています。当初の発注図・数量とは変更点(追加指示)が多く工事スタートから苦戦しています。工期も6か月(来年の2月まで)しかなく、工程もかなり厳しいと感じています。3月は工事抑制期間になるため工期変更も検討しにくいのが本音です。概算発注をするメリットはあるのでしょうか。発注者・受注者ともに工事初期から変更協議をするのはデメリットの方が多いと感じます。	意見を踏まえ、②発注内容・設計照査【ケース3】の記載を以下のとおり修正します。 ◎やむを得ず概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前調整に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。
45	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	設計照査にて間違いや不具合が無かったことがありません。設計成果を受け取る前に、発注者には確認をしっかりと行ってもらいたいです。	「発注者の心得」の「3. 設計段階」により、設計成果の品質向上を図ります。 また、設計成果の品質向上を図るため、設計成果を受け取る時点で、確認すべき項目について発注者が必ずチェックすることを義務付けるよう改善します。
46	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	継続工事を受注したが、前年度工事の施工範囲が受注した工事に反映されていない。施工ができていることになっている箇所が実際はできておらず、総括打合せ前に受注者側で見直すことになった。	協議事項が少なくなるように、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階(1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
47	②発注内容・設計照査	愛媛県	受注者	設計変更が明確になっている場合は指示を総括打合せ前にして頂くことと設計照査の手間が省力化できると感じました。	②発注内容・設計照査【ケース1】に記載している「あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」を指導徹底します。なお、あわせて速やかに指示するように努めます。 また、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
48	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	当該工事だけの抜粋した資料を頂きたい。 資料検索に時間を要する為	②発注内容・設計照査【ケース2】に記載している「課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。 なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」について、発注担当課および調査担当課に指導徹底します。
49	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	現場に即した設計となっていないため、設計照査に時間がかかり、工事を早期に着手できないため改善してほしい。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
50	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	複数業務で実施した設計成果が貸与される場面が多々ある為、該当工事における必要箇所のインデックス等の処置が欲しい。	②発注内容・設計照査【ケース2】に記載している「課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。 なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」について、発注担当課および調査担当課に指導徹底します。
51	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	概略発注1式計上(〇〇工の〇%)は取りやめるべきでは。 受領した設計成果には明細表示している場合が散見されるが、最終変更時には明細積上げになるので減額変更になる場合が多い。	受発注者における当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事として全国的に実施しているものであり、ご理解をお願いします。
52	②発注内容・設計照査	徳島県	支援業務者	契約図面の現地との相違について、地盤線及び仮設が更新されずに発注される事が多々あり、発注者側が設計者での照査を義務付けすべきである。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
53	②発注内容・設計照査	香川県	受注者	多年度の設計成果から本工事で必要な部分の抜粋に時間がかかる。 また、修正設計をしているものに対して、どれが最新版なのかわからない。	②発注内容・設計照査【ケース2】に記載している「課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。 なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」について、発注担当課および調査担当課に指導徹底します。
54	②発注内容・設計照査	香川県	受注者	概算発注の部分が多い。舗装工などの金額が大きい部分の概算発注では未施工の場合の穴埋めが難しい。	意見を踏まえ、②発注内容・設計照査【ケース3】の記載を以下のとおり修正します。 ◎やむを得ず概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前調整に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。 また、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
55	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	当初設計で確定していない案件対応について この一文を設計変更対象を前提に特記仕様書に加えて頂きたい。 背景:当初設計では反映できない概略的な内容(排水・境界付近の施工)について、工事が終盤になるとそれらを確定して、施工管理する必要がある。本工事では早い段階から提案していたが、時間を要した。その理由は、発注者からコンサルに業務発注し、成果品を受領する。その後、施工者へ指示する。といったプロセスに、時間を要するため。さらに、その成果品が現地と一致しているとは言い難い。結果、受注者で計画修正(協議)しなければなりません。無駄なコストと時間がかかるだけで効率化されない。当然、受注者の負担はサービス扱いで、成果品を納めたコンサルには費用が払われる。といった現状の乖離を抑制させるため。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
56	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	発注図面(CAD)は、基準に適合していない。又、印刷範囲外にはコピーしたデータなどが残っている。	①完成図書【ケース2】完成図・発注図面の修正を指導徹底します。
57	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	複数年にわたる施工プロセス(順序)が判断しにくい。 複数年に渡っての工事の場合、施工順序(手順)をあやっましてしまうと、次年度に実施される工事がやりにくくなってしまいう為、工事発注前に施工プロセスを事前に発注者・設計業者・建設業者で調整する事が、今後必要と考える為。	「設計施工調整会議」により対応します。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
58	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	発注図面について、修正設計及び過年度完成工事の完成図を反映された図面になっていないことが多い。また、最新版の設計成果のアップデートが発注者側でなされていないため、受注者側も確認作業に手間と時間を要してしまう。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
59	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	施工済箇所がある場所の工事は、施工済の完成図を発注図面として使用してほしい。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
60	②発注内容・設計照査	香川県	受注者	依然概算発注の部分が大きく、詳細が確認されてないまま発注されている案件が多い。	意見を踏まえ、②発注内容・設計照査【ケース3】の記載を以下のとおり修正します。 ◎やむを得ず概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前調整に努めるとともに、可能な限り速やかに変更契約を行うよう周知徹底します。
61	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	過年度資料や設計データを全て渡されるがそこから根拠を探し出すのは大変だ。	②発注内容・設計照査【ケース2】に記載している「課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。 なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」について、発注担当課および調査担当課に指導徹底します。(業務等の発注は困難)
62	②発注内容・設計照査	香川県	受注者	発注図といろいろな年度の設計成果が有って、どこが違うのか、どれが合っているのか確かめる作業が必要となる。結構な時間と手間が掛かる。	②発注内容・設計照査【ケース2】に記載している「課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。 なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」について、発注担当課および調査担当課に指導徹底します。(業務等の発注は困難)
63	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	発注工事内容から想定される、安全施設(土石流センサー等)や濁水処理については設計業務時に把握できていると思われます。あらかじめ発注時点でに計上していただければと思います。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
64	②発注内容・設計照査	高知県	受注者	現場条件を踏まえた設計について 発注者の心得の現場条件を踏まえた設計に施工性や安全性を考慮し、経済比較のみで設計しないように留意と記載されていますが、本工だけでなく仮設工についても施工性及び安全に考慮した設計にしたい。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
65	②発注内容・設計照査	徳島県	受注者	契約工種着手前に実施完了させる必要がある追加工種が発生した場合、工期延伸の設計変更を追加工種が発生した時点で行っていただけるとありがたい。「8P-⑥」に記載されている工程管理の問題解決の一助になると思います。	契約書第22条 受注者の請求による工期の延長により適切に対応するように指導します。 なお、①協議書(協議、指示等)【ケース1】に、以下のとおり記載します。 ◎大幅な内容変更が生じた場合など受発注者間で協議を行い適宜変更契約を行います。
66	②発注内容・設計照査	愛媛県	受注者	前回工事において、図面を修正し、完成図としてデータを電子納品している。にもかかわらず、新規工事と同じ区間の図面(特に平面図、横断面図)において、図面内容が更新されておらず、起工測量の結果により図面の変更を行っている。新規工事の図面において、内容の更新を行わず発注するのであれば、図面データの納品を行う必要がないと思われる。	完成図の電子納品は維持管理用を目的としているものであり、発注用に使用するものではありません。ただし、確実に新規工事には反映させるように、「発注者の心得」(R6.3.26記者発表)の「4. 工事発注段階(1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
67	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	受注者	地元協議において、受注者、発注者でと分担すると記述があるが、受注者で主体的にすることが多い、それはそれで構わないので、施工ヤードの確保など、受注者が主体的にするのであれば、事前にその分の工程も見込んで、工期設定をしてほしい。(事前に地元協議で6ヶ月をみこむなど)	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に記載している「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底する。」を指導徹底します。 なお、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
68	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	支援業務者	地元・関係機関協議や支障物件調整などが完了せずに工事を発注しなければいけないケースが多々あります。予算の都合等で仕方がないのかも知れませんが、発注時期をずらしてでも上記調整が完了してからの発注にしてもらうことはできないのでしょうか。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
69	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	受注者	家屋調査は工事発注前に行って欲しい。工事にて事前事後の家屋調査を行うと家屋調査が完了しないと工事着手ができない。また、事後調査を行わないと工事完成とならない。ので工程に影響します。支障物件についても同様です。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
70	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	受注者	支障物件や地下埋設等は設計段階でほとんど分かります。設計を行っているコンサルさんは現地へ行かずペーパーロケーションで書かれている図面もありました。現場踏査をし、現場条件を踏まえた設計をしていただきたいです。	「発注者の心得」の「3. 設計段階」により、設計成果の品質向上を図ります。 また、設計成果の品質向上を図るため、設計成果を受け取る時点で、確認すべき項目について発注者が必ずチェックすることを義務付けるよう改善します。
71	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	受注者	整っていない地元・関係機関協議事項は事前に明らかにするべき。(特記仕様書不記載・発注時チェックリスト該当無し) 現場は稼働有りきで工程・資材・労務調達を進めている。総括打合せ後に未着手状態で工事一時中止になるのなら、予め特記仕様書記載しておいて欲しい。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に記載している「あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」を指導徹底します。なお、あわせて速やかに指示するように努めます。 また、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
72	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	支援業務者	橋梁補修工事における河川協議について、施工にあたり「湧水期施工」等の条件が有る場合に着手まで時間的余裕が無い場合が多いが、「施工計画・占有面積」等の設定が曖昧で「着手届」を出すのに修正協議が必要となるが、その修正協議に時間を要し一時中止等が必要になる為、受注後の手待ち期間削減の為、設計時における施工計画と協議内容の精度向上をお願いしたい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に記載のとおり、工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めます。 なお、「発注者の心得」の「3. 設計段階」により、設計成果の品質向上を図ります。 また、設計成果の品質向上を図るため、設計成果を受け取る時点で、確認すべき項目について発注者が必ずチェックすることを義務付けるよう改善します。
73	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	受注者	新規工事では、地元調整(支障物件等)に大きな時間を要している。設計図書には支障物件の有無を記載しているが、工事現場での地元調整結果を報告しながら施工を進める事は、工程に大きな影響を及ぼす為、発注段階で大きな問題は解決しておいて欲しい。	②発注内容・設計照査【ケース1】に記載のとおり、工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めます。 なお、「発注者の心得」の「3. 設計段階」により、設計成果の品質向上を図ります。 また、設計成果の品質向上を図るため、設計成果を受け取る時点で、確認すべき項目について発注者が必ずチェックすることを義務付けるよう改善します。
74	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	受注者	警察署に提出する道路使用許可申請書について、香川管内全域での維持工事になると関係する警察署に出すべき申請書が16部必要です。維持工事は通年で許可をもらえるか、発注者と警察とで協議等して頂けたらと思います。	維持工事等、広範囲にわたり年間を通じて行う場合においては、引き続き関係機関と調整を進めていきます。 (現時点において、調整を進めているが、すべて了解がとれる状況とはなっていない。)
75	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	受注者	地下埋設の調査について工事発注時点でわかるはずなので発注者側で行っていただきたい。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に記載している「発注時において、支障物件等が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。」を指導徹底します。ただし、確認については、土木工事共通仕様書に記載されているとおり受注者で確認をお願いします。
76	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	受注者	前工事の残工種を追加されることがよくあるが、関係者の問題解決がされないままに、そのまま指示されることが多い。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に記載している「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底する。」を指導徹底します。 なお、指示に関しては施工できることが前提で行われるものであることを指導します。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
77	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	受注者	発注時に明らかに支障となることが分かっているのに、特記仕様書に記載がない場合や移設時期の記載があるのに実際は、履行できない場合が多くある。また工事中止の指示が出ない場合がある。改善していただきたい。	③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に記載している「発注時に支障物件等が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。」 「施工に影響のある支障物件については、工事着手までに原則として撤去を完了させるよう努めます。」を指導徹底します。 なお、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 また、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
78	④施工計画書・施工管理体制	—	支援業務者	「監理技術者制度運用マニュアル」の改正(令和6年4月施行)に伴い、「不在にする際の対応見直し」等について、「建設業法のポイント」に内容を記載するか、または、資料編に添付してほしい。	「監理技術者制度運用マニュアル」の改正(令和6年4月施行)における「不在にする際の対応見直し」は、監理技術者等が不在にする際の対応に関する解釈の一例を示したものです。このため、現時点で「建設業法のポイント」および「適正化指針」への反映は考えておりませんが、今後の状況等を踏まえながら必要に応じて対応していきます。
79	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	発注者	指針によると、施工計画書への過度の作り込み(記載)を求めることが不可とある。施工計画書については、施工手順書とセットになり、当該工事(作業)に従事する協力会社、作業員が、施工方法や留意点を確認するためのものだと考えていますが、分かりやすい記載を求めることが適正化指針に抵触するような記載があるため、どの程度までの記載を求めて良いのか不明です。 また、不幸にも工事事故等が発生した場合には、施工計画書、作業手順書等の資料の確認や記載内容と実態との乖離なども問題とされる。 適正化指針については、受注者・発注者ともに重要な事につき、記載内容、表現方法については、明確に判断できるような記載として欲しい。	④施工計画書・施工管理体制【ケース1】に記載されている「土木工事書類作成マニュアル」の作成例に基づき作成するものであり、過度な作り込みを求めるものではありませんが、土木工事共通仕様書など各種基準の内容を具体的に記載することとしています。 なお、内容については現地条件、工事内容等により異なるものであり、詳細な具体例を示すことは困難です。 また、施工計画書は発注者としては受理であり、あくまで受注者自らが責任を持って作成するもの(第三者に影響する指定仮設などは受発注者の調整が必要)であることを理解下さい。
80	④施工計画書・施工管理体制	高知県	受注者	総括打合せ時の施工計画書について、総括打合せ記録の目次ではつけるようになっていた施工条件がまとまった中で読み合わせをしないと後報部分が多いため、提出する必要があるのかと思う。打合せ時期は暗黙の了解なのかだいたい1か月になっておりまだぬぐい切れていない感じがする。	施工計画書は「当該部分の工事着手までに提出すれば良い。」としており、工事着手が急がないのであれば総括打合せ時に全ての工種について提出する必要はありません。(早急に行う必要があるものだけの提出、若しくは総括打合せと切り離れた別途提出でも可) また、1ヶ月という規定はなく、特記仕様書に記載しているとおり、「工事(準備工を除く)施工に先立ち、総括打合せを行うことを基本とするが、受発注者調整のもと、総括打合せが必要ないと判断した場合は省略できるものとする。」「なお、本打合せにおいては、主に契約書第18条に基づく通知・確認を行うものとする。また、総括打合せは必要最低限の確認すべき事項を調整する打合せであり、特別なものを除き施工計画書の内容を確認するものではない。」としています。
81	⑤施工・安全管理	—	支援業務者	【ケース1】 「各県公安委員会の資格者配置路線で交通誘導を実施する場合は、検定合格者の配置をしなければならないことから、確認の必要があります。」と記載されていますが、資格者配置路線以外でも資格保有者等を求めているほか、検定合格者だけでなく、警備誘導誘導教育責任者資格者交付者でも可能なことから「検定合格者」→「資格保有者等」に修正していただきたい。	意見のとおり修正します。
82	⑥工程管理	—	支援業務者	土木工事書類作成マニュアルの工事関係書類一覧表(ページ[4])に提出することとなっているが、変更契約の場合、様式-3(2)変更工程表(土木工事書類作成マニュアルP.31)の提出を省略できないでしょうか。 工事請負契約書 第3条 のとおり契約締結後14日以内に提出が必要と思いますが、提出していない工事が大半を占めている状況です。(事務所から提出しなくて良いと言われるとのこと。)	契約書に記載のとおり、変更契約時においても変更工程表を提出する必要があります。ただし、工期末における精算変更等、実質的に工程表が不要な場合もありますので、適宜監督職員への確認をお願いします。
83	⑥工程管理	愛媛県	受注者	発注時の適切な工期設定とあるが、条件が変更したことについては一切加味してくれない。	契約書第18条第5項に条件変更が生じた場合において設計図書の訂正又は変更が行われた場合においては、工期若しくは請負代金額を変更するとなっており、適切に対応するように指導徹底します。
84	⑥工程管理	徳島県	受注者	当初、入札公告等で工期の記載があるが、実施工期とはかなり乖離があり、総括打合せ時に工期延伸の協議をおこなっても、現工期末付近にならないと出来ない旨の回答だった。また、その工期末には工期延伸等の資料作り等もあつたが、受注者責任によらない工期延伸等は総括打合せ時に指示頂きたい。そうでないと、工期に間に合わないまま作業を進めていかなくてはならない。(看板を見て一般者がこの時期に終わると認識する人もいます。)	基本的に設計図書に記載されていない限り、安易に工期延期ができるものではありません。ただし、総括打合せ時点において、工期延伸が必要となるような現場条件の変更が確認された場合や、工事一時中止等があった場合は、受発注者協議により工期変更を行います。 なお、適正工期については「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 また、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
85	⑥工程管理	高知県	受注者	「発注時の適正な工期設定を徹底します」という割には、入札時の参考資料(工程)が、工事現場の色々な条件を考慮した必要工事日数になっていない。どうみても、「この期間内で終わる工程表を作成しろ」と言われて、誰かが渋々作っていると思えるし、そのようにしか見えない。	適正工期については「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
86	⑥工程管理	愛媛県	支援業務者	工程管理については、実工程に合わない履行報告は無駄なので、実工程によりフォローアップするよう規定されている。しかし、繰越手続き未了や設計変更協議会未開催により工期延期ができない場合等、フォローアップした実工程で履行報告書を記載してよいかどうかを明記してほしい。	工程管理は、事前に、想定している金額や最終工期の協議(仮定指示)を行うことにより、それに基づき実工程のフォローアップを実施することを想定しています。 履行報告書については、契約上その時点での契約工期で提出いただく必要がありますが、工期延期ができていないことは発注者の都合であり、速やかに工期延期の手続きを行うよう努めます。
87	⑦写真管理	愛媛県	受注者	写真管理基準にない項目でも、施工プロセスチェックにて写真確認ができないといわれる。	⑦写真管理【ケース2】に記載している【写真管理基準(撮影箇所一覧表(全体))抜粋】のとおり、施工状況の写真は、設計図書や施工計画書など幅広い写真を求めており、実例が不明であるがその不足を指摘されたものと思われます。
88	⑨出来形管理書類	徳島県	受注者	【ケース1】下請け引取り検査 の検査時の検測状況写真を見せるように検査で毎回言われる。	⑨出来形管理書類【ケース2】の指導徹底を行います。
89	⑨出来形管理書類	愛媛県	受注者	検査のチェックリストにあるのかもしれませんが、検査時に下請との毎月の出来高の確認の資料を要求された。	⑨出来形管理書類【ケース1】の指導徹底を行います。 なお、検査時においては、元請が実施すべき検査において、各種手続きが適正に書面で実施されているか確認するものであり、検測管理図、検測状況写真での確認は不要としております。
90	⑨出来形管理書類	高知県	受注者	下請け引取り検査の確認時、状況写真の提示を求められる事があります。確認できる書面があれば、写真は不要とおもいますが。再確認	⑨出来形管理書類【ケース1】の指導徹底を行います。 なお、検査時においては、元請が実施すべき検査において、各種手続きが適正に書面で実施されているか確認するものであり、検測管理図、検測状況写真での確認は不要としております。
91	⑨出来形管理書類	徳島県	発注者	「写真」は必要ないとされていますが、検査時に使用する「審査項目別運用表(検査官用)」において、「元請けが検査をしていることが確認できる」とある。押印書面があれば、これを満足していると判断してもよろしいのでしょうか。	⑨出来形管理書類【ケース1】の指導徹底を行います。 なお、検査時においては、元請が実施すべき検査において、各種手続きが適正に書面で実施されているか確認するものであり、検測管理図、検測状況写真での確認は不要としております。
92	⑩日報等の報告	愛媛県	受注者	雨天による休日振替はできないのでしょうか。屋外の作業のため、天候による影響を受けます。	「1月単位の週休2日」の場合は、任意に休日を設定可能ですが、「完全週休2日(土日)」の場合は、原則、天候の事由による休日(土日)の振替は出来ません。
93	⑩日報等の報告	高知県	受注者	毎月の交通誘導警備員一覧表を提出していますが、管理課担当出張所ではメールで提出していますが、工務課担当詰所では情報共有システムのASPで提出するよう強制されます。土木工事共通仕様書のどの条項に基づいて強制提出されるのか教えていただきたい。今までそのようにやってきたから等の回答では、何のための適正化指針なのか発注者側が理解していないのではないかと。	集計表は変更契約のための出来高数量として提出を求めているものです。 なお、ASPについては、土木工事書類作成マニュアルに記載しているとおり、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」としており、集計表について強制するものではありませんが、ASPでの提出にご協力をお願いします。
94	⑪完成図書	徳島県	受注者	道路施設基本データは発注時に過年度工事実績を貸与して欲しい。不必要な項目も引き継がれることにはなるかもしれないが、維持管理が目的なら積上げていくことが本来の姿なのでは。	道路施設基本データについては、適切に更新していくよう指導します。
95	⑪完成図書	愛媛県	受注者	発注図面がCAD製図基準に適合していないケースが多くみられる。	CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。 ・発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。 なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。
96	⑪完成図書	徳島県	受注者	道路施設基本データの作成において、資料作成に時間が係る。紙提出を廃止できないか	今後、道路施設基本データ作成要領(案)の改訂を予定(令和7年度より運用開始)しており、これにともない、紙による提出は廃止となります。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
97	①完成図書	徳島県	受注者	入札公告時に発注図面として用いられている図面と、受注後に提供されるCADデータが異なっていることがある。このため、CADデータと発注図面の間違い探しを行い、発注図面を作成する作業が発生している。 これには、発注図面と同一のCADデータが、間違いなく受注者に提供されるように徹底して頂きたい。	発注担当課に指導徹底します。
98	①完成図書	徳島県	受注者	設計図書の図面が現場との相違が多すぎる。また、レイヤーの振り分け等が雑で、照査等で使用するまでにかかりの時間がかかる。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1) 工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。 また、CAD製図基準への適合確認について、以下の対応を徹底するよう指導します。 ・発注図面について、発注担当課(技術資料作成支援含む。)がCAD製図基準の適合チェックを行った後に積算支援にデータを渡すことを基本とし、積算支援においても受け取ったデータを基に発注図面を作成するが、その作成時においても適合チェックを行うことにより適合した発注図面により発注を行うものとする。 なお、指示図面においては、事務所指示は発注担当課(技術資料作成支援含む。)、現場指示は監督職員(工事監督支援含む。)が必ず作成段階で適合チェックを行った後に指示するものとする。
99	⑫監督体制・情報共有	香川県	受注者	適正化指針で受注者側の業務負担は減ったが、逆に発注者側の負担が増え監督員等明らかに業務過多となり、打合せ事項等の返答がなかなか返ってこない。	現場に手待ち等が生じないよう、打合せ事項や協議事項については速やかに回答します。
100	⑬設計変更	-	支援業務者	4. 事例及び回答一覧表 番号⑬-7(R3)、⑬-8(R4)について。 ⑬-7では、「設計変更図面の作成については、見え消しの一部を省略し赤書きのみにするなど、簡素化の方向で検討します。」、⑬-8では「変更図面や指示図面の二重線、見え消し線が出来るだけ省略できるように検討してほしい。(完成図作成作業の効率化)」の意見に対して「引き続き検討していきます。」との回答なっていることから、その後の検討状況は如何でしょうか。 協議、指示や設計変更時における説明がしづらいなどの問題もあるが、協議図面や完成図、変更図面等の作成において効率化が図られ、受注者とともに業務改善に繋がることから早期に改善をお願いしたい。	設計変更図面の作成について、見え消しを廃止し赤書きのみとすることについては、変更内容が不透明となるデメリットもあり、現時点では結論が出ていない状況です。業務簡素化の観点より前向きに検討していきたい。
101	⑬設計変更	-	支援業務者	設計変更時の数量計算書のチェックについて。 現在の数量計算書のチェック体制は、土木工事監督技術基準に記載されているとおり、工事監督支援がチェック・作成したものを発注担当課に提出し、それをチェックする流れですが、事務所からのチェックの指摘方法が、個別に何回も電話やメール等で行われ、最終段階に至るまでの対応に相当期間要するケースがあります。 過去には受注者側からの苦情もあり、極力まとめて指摘するなど対応の改善をお願いしたい。 ※土木工事監督技術基準の記載事項 (監督の実施)第3条 1. 契約の履行の確保 (6)変更設計図面及び数量等の作成 一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	発注担当課に指導徹底します。
102	⑬設計変更	徳島県	受注者	標準歩掛が無い工種において、工法による歩掛が施工業者で標準化されている工種があります。試験施工等により、工法の歩掛が妥当であれば、施工全日数の歩掛調査を求めないでほしい。企業努力や生産性向上等の取り組みの障壁になります。	当初発注における歩掛見積は、基準書で発注者(発注者)が3社以上から徴収することとなっております。 一方、変更設計における歩掛見積は、発注担当課から定められた歩掛見積依頼書により依頼先(施工者1社)へメール等で依頼(本来は指示・協議時点)し、その見積歩掛について、施工時に歩掛調査を求め、見積歩掛の妥当性確認を行っているものです。(ただし、条件明示等により実績精算する場合を除く。) なお、歩掛調査は、実施する内容にもよりますが、短期調査で妥当性を検証する手法をとるなど、過度な要求をしないよう指導徹底します。
103	⑬設計変更	香川県	受注者	あいかわらず、材料の三社見積を要求され、歩掛見積の内容について細かく指示される。見積内容やルール等が内部にあるのであれば、公表してほしい。	基準書では、正式な歩掛見積、材料見積は発注者(発注担当課)が3社以上から徴収することとなっております、受注者にが対応するものではありません。(相見積は法令違反)
104	⑬設計変更	愛媛県	発注者	発注者にて三社見積(相見積)を行っているところだが、現状既に受注者が購入先を決定している材料の見積を他商社に無償で依頼することが心苦しく、依頼の時期によっては断られるケースもあります。このような状況でも無理に商社を探して三社分の見積を揃えるべきなのでしょうか？また、経常維持工事等では、材料見積が必要な材料が多いと思われ、見積必要材料×三社分の依頼が必要であり業務の負担にもなっている様に思います。	基準書では、正式な歩掛見積、材料見積は発注者(発注担当課)が3社以上から徴収することとなっております、受注者にが対応するものではありません。(相見積は法令違反)

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
105	⑬設計変更	徳島県	受注者	作業内容が一式表記の場合に何が計上されているか不明確であり、気付いた時に設計変更の協議が困難な場合があります。	契約書にも記載されているとおり「自主施工の原則」より、契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、施工手段は任意であることから、目的構造物以外は一式表示としているものであり、現場条件の変化等特別なケースを除き基本的には設計変更の対象にはなりません。 入札時に「工事数量総括表に関する参考資料」や「見積参考資料」が示されているので、不明な点は質問するようにしてください。(質問回答書という扱いであり、設計変更の対象になり得る。) ※両参考資料は積算のための参考資料であって設計図書ではないため、これに基づき設計変更することはできない。
106	⑬設計変更	愛媛県	受注者	歩掛見積を依頼される場合がありますが、依頼書・様式を頂けると頂けない場合があります。依頼書・様式を頂けると項目等がはっきりわかり、見積作成作業がスムーズに行えます。	変更設計における歩掛見積は、発注担当課から定められた歩掛見積依頼書により依頼先へメール等で依頼することとなり、その旨を指導徹底します。(本来は指示・協議時点) なお、内容にもよりますが、積算構成の項目等をイメージできるよう、できる限り例示をするように努めます。
107	⑬設計変更	高知県	受注者	手順と期間についてのマニュアル化 最終数量(見込)を工期満了の4か月前に、最終数量(確定)を2か月前にということと言われた。これまでの工事でこれほど早期に提出を要求されたことは無い。スケジュールだけが先走り、肝心の決めなければならない設計は後回し。要求があまりにも漠然すぎるため、発注担当者が行う手順を開示し、その業務期間が妥当なものか評価させて頂きたい。	以下のとおり、速やかな提示や事前の作成について一部協力を求めているところですが、意見のような協力の範疇を明らかに逸脱した指示を行わないよう指導徹底します。なお、余裕をもって出来形数量を算出できるように適正工期の設定に努めます。 ・共通仕様書3-1-1-5(数量の算出)に記載 「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時点で監督職員に提出しなければならない。」 ・適正化指針【4. 事例および回答一覧表⑬-2】に記載 「出来形ではない変更契約するための変更数量については事前の作成に協力をお願いします。」
108	⑬設計変更	高知県	受注者	物価調査会による特別調査で見積をされた場合、受注者側の実勢価格と乖離があることが多く、問い合わせでも守秘義務があるため回答できないと言われる。購入土の場合、運搬距離が変わらないのに土砂等運搬の単価より安くなり、現着単価のため積込み(ルーズ)も計上できないため赤字となっている。積算基準に沿った金額の積上げで、適正価格を算出していただきたい。	具体的な内容が不明ですが、積算においては物価調査会等の特別調査による現場着単価を採用しており、適正価格となっていると考えています。
109	⑬設計変更	愛媛県	支援業務者	適正化指針より、発注者が見積を行うとあるが、当初発注時は事務所(資料作成業務含む)が対応を行えば良いと考えられるが、変更時には現場の実情をよく知る出張所(監督業務含む)での対応が好ましいと思われる。 また、発注者とは出張所(監督業務含む)も含まれる旨を明確にさせて頂きたい。(まれに、発注者とは事務所(資料作成業務含む)のみと勘違いをされる方がいるため)	⑬設計変更【ケース1】に記載のとおり、見積協議上、価格のすりあわせを行うための参考見積を受注者をお願いするケースはありますが、材料等の見積は積算を行う発注者が行うものであり、受注者が対応するものではありません。 また、発注者とは、受注者側から見た関係者(職員のほか、積算、監督等に関わる支援業務(資料作成、積算補助、監督業務))すべてを含みます。
110	⑬設計変更	高知県	受注者	変更時の歩掛見積について、依頼書・様式(名称・規格等が記入されたもの)を頂けないでしょうか。修正・再提出の手戻りがなくなると思えます。また、指示・協議の時点で必要な場合は依頼をお願いします。	変更設計における歩掛見積は、発注担当課から定められた歩掛見積依頼書により依頼先へメール等で依頼することとなり、その旨を指導徹底します。(本来は指示・協議時点) なお、内容にもよりますが、積算構成の項目等をイメージできるよう、できる限り例示をするように努めます。
111	⑬設計変更	高知県	受注者	交通誘導員の遠隔地費用について 移動に係る費用(高速代金等)は計上していただけるのですが、超勤費用は計上していただけない。警備会社からは、早出、残業の費用が請求され、支払っているのが実情です。	交通誘導警備員の配置において、長時間通勤となる場合等通常単価と差異が生じる場合は、特記仕様書「第〇条 交通誘導警備員の配置計画」で「特別な費用が必要な場合は、監督職員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。」により、配置計画作成時に、監督職員と協議をお願いします。
112	⑭その他	愛媛県	発注者	受注者側の負担軽減にはなっていると思うが、発注者側は資料確認、確認項目の追加等で負担が増えるように思う。項目削減等の検討をお願いしたい。	適正化指針は、これまで発注者が行うべき作業を受注者に肩代わりさせてきたことについて、工事請負契約書等に則った本来あるべき姿に是正することを目的としたものです。
113	⑭その他	徳島県	受注者	工事関係書類等の適正化指針の内容には満足しているが主任監督員・監督員・現場技術員への周知徹底が不十分なのは発注側の多忙・人員不足は受注者がカバーする事ではないと思いません。	毎年年度当初に全体の周知説明会を実施し、また、アンケート調査後に調査結果を踏まえた各事務所毎に個別周知説明会を実施しているところであり、引き続き周知徹底に努めていきます。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
114	⑭その他	徳島県	受注者	図面全般の精度を上げていただきたい。 CAD製図基準に適合していないし、過去の完成図が反映されていない。また図面に上書きしているので余計な線や現状の平面図と断面図に違いがでてきている。計画がなくなった線などは削除していただき必要とされる高さや位置など確実なものを提供していただきたい。	②発注内容・設計照査【ケース①】記載のとおり、「発注図(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう指導します。また、併せてCAD製図基準への適合確認を行います。」を指導します。 また、「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。
115	⑭その他	愛媛県	受注者	今までの意見を見た限りよく似た意見が多いと思います。回答は『～再周知します』『～に再度指導します』といった繰り返しの内容が多く見受けられます。毎年同じような回答になる項目については、周知方法・指導方法を検討した方がいいのでは？	毎年年度当初に全体の周知説明会を実施し、また、アンケート調査後に調査結果を踏まえた各事務所毎に個別周知説明会を実施しているところであり、引き続き周知徹底に努めていきます。
116	⑭その他	愛媛県	受注者	ここ1～2年においてICT管理(必須・一部希望)が主流になってきておりますが、管理基準は基準書に準じて管理・納品する様になってきて簡素化されてきています。しかしながら、3Dレーザーキャナーの解析や整理には一定の時間が掛かる為、段階確認時には通常通りの出来形管理図による管理を求められており、実質的には従来と変わらない書類作成・整理を行う必要が有ります。よってICT管理のみで良い旨の基準を設けて頂きたいと思えます。	ICTの全面的な活用により、3次元計測技術による出来形管理を実施した工事については、出来形管理の監督・検査要領において「監督職員は、受注者の実施した出来形管理結果(出来形管理図表)を用いて出来形管理状況を把握する」としており、再周知します。
117	⑭その他	高知県	受注者	下請けの内容は実際原価と利益につながる内容なので今後の見積内容に関係する事が有るかもしれないので完全な数字の記入は難しい調査である。受注者のみの調査に限定することが望ましい。	諸経費動向調査は土木工事における間接工事費(共通管理費・現場管理費)や一般管理費等の実態を調査する重要な調査でありご協力をお願いします。
118	⑭その他	愛媛県	受注者	何回か同じようなアンケートに回答したことがありますが、同じような回答をいつもしており、発注者側で周知されていないと感じることがあります。 発注者側で周知徹底して頂きたい。	毎年年度当初に全体の周知説明会を実施し、また、アンケート調査後に調査結果を踏まえた各事務所毎に個別周知説明会を実施しているところであり、引き続き周知徹底に努めていきます。
119	⑭その他	愛媛県	受注者	現場環境改善費について、使い切れないものは変更時に減額してほしい。 意味のないようなことに使うために協議書を無理に作成するのは時間と労力の無駄になる。	現場環境改善費は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものであり、維持工事等を除き、すべての屋外工事を対象としています。 現場労働者の作業環境の改善は勿論のこと、これからは、担い手不足と言われる時代であり、事業の広報や建設業のPRなど積極的に行っていく必要があります。作業環境の改善は主に受注者側で任意に考えるものですが、事業の広報等については、事業内容や地域性等を考慮の上、受注者が協議の上、効果的なものを実施する必要がありますので、ご協力をお願いします。
120	⑭その他	愛媛県	受注者	現場環境改善費の実施内容の可否が、出張所や詰所ごとにバラバラなので統一してほしい。	現場環境改善費は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものであり、維持工事等を除き、すべての屋外工事を対象としています。 現場労働者の作業環境の改善は勿論のこと、これからは、担い手不足と言われる時代であり、事業の広報や建設業のPRなど積極的に行っていく必要があります。作業環境の改善は主に受注者側で任意に考えるものですが、事業の広報等については、事業内容や地域性等を考慮の上、受注者が協議の上、効果的なものを実施する必要がありますので、ご協力をお願いします。
121	⑭その他	高知県	受注者	地元要望で、受注後に地元へ挨拶・打合せに行った時に、以前からこの構造物は施工してくれるという約束だからとかを当たり前と言われて、施工対応がその時から考えること多いです。	「発注者の心得」の「4. 工事発注段階 (1)工事発注検討会①の開催」により、工事発注に際しての課題や工事発注後の対応方針(誰が、どの様に、いつまでに)を明確化することにより、設計図書(指示書含む)の充実を図ります。 なお、今後も「工事発注検討会①」を着実に実施するとともに、体制の充実を図ります。 また、③地元、関係機関協議・支障物件【ケース1】に「協議記録など重要な情報については、受注者の共有に努めることを周知徹底します。」と記載しており、上記の工事発注検討会の結果を契約後速やかに共有します。 なお、意見を踏まえ、②発注内容・設計照査【ケース1】へ、以下のとおり記載します。 ◎工事発注検討会を有効に活用し、設計図書の充実を図り、工事中止の発生による手待ちなどがないように指導徹底します。 ◎工事発注検討会により決定した対応方針等の情報については、契約後速やかに共有を行います。
122	⑭その他	徳島県	受注者	徳島河川国道事務所では情報共有システムの活用が主任監督員まで(現場技術員含む)となり、主任監督員以上の指示については、すべて紙ベースの指示となっている。紙ベースの為、決済までの時間や手間(書類を取りいき捺印する工程)を要するため、徳島河川国道事務所内においても情報共有システムを活用した指示をお願いしたい。	土木工事共通仕様書(案)P1-20(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」。また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と記載しており、再周知を行います。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
123	⑭その他	高知県	受注者	ICT活用工事の改訂 現状の仕様は、GNSSを用いて行うことで適用可能となる。しかし、この通信エリアサービス外では適用困難である。言い換えると、コストがかかるため、通信機能が脆弱な現場環境でも独自の工夫での協議対応が必要不可欠。今後、異分野と協働していく時代に移り行くことは明白なため、特記仕様書の改訂を依頼する。	検討してまいります。
124	⑭その他	高知県	受注者	ローカルルールの摘発 設計変更対象内容について、マニュアル等に記されていない「ローカルルール」が存在しているようです。受注者は、このことを理解できていません。例えば、「地盤線変更は50cm以上で変更対象となる」と発注担当者から言われたことがあります。そもそも、地盤線が変われば、土量だけでなく、整形面積も大きく変わってきます。正当な評価が必要なため、そのようなローカルルールは摘発すべきです。	地盤線変更の対象については、平成15年から原則50cmとして四国地整内の河川工事では統一的な運用が図られてきました。しかし、近年はICT施工の普及等、3次元点群データを用いた数量算出方法も用いられていることもあり、令和7年2月18日付事務連絡にて廃止しました。
125	⑭その他	愛媛県	受注者	今回の工事の事ではないが、施設台帳について、事務所内で進めているかもしれませんが十数年前からシステムが止まっているので、早くシステムを進めて欲しい。	今後、道路施設基本データ作成要領(案)の改訂を予定しております。(令和7年度より運用開始)
126	⑭その他	高知県	支援業務者	諸経費動向調査の調査要領では、RepoBoxを活用しWEB上に提出となっているが、後日(1~2年後)Excelオリジナルデータを要求されたことがあり、受注者から難色を示された事があったため、対策として特記仕様書記載を調査要領に整合したものに変更して貰いたい。 現状記載 第〇条工事コスト調査 ①受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。←どのように提出するか記載。	提出データの不備・不明点の修正等が必要な場合を除き、改めてデータを請求することがないようにします。 なお、調査票については調査要領に基づき提出をお願いします。(近年はRepoBoxを継続的に活用している)